

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

佐賀国民年金 事案 566

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から同年8月までの期間及び59年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月から同年8月まで
② 昭和59年6月

会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、妻がA市役所B出張所窓口で納付していた。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びオンライン記録により、申立人が昭和39年5月6日に国民年金被保険者資格を喪失した後、40年9月5日に同被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立期間①において国民年金に再加入したとする記録は無い上、申立人が58年3月2日に同被保険者資格を喪失した後、申立期間②においても国民年金に再加入したとする記録は無く、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付書等は作成されることは無く、申立期間に係る保険料は納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 6 月から同年 11 月までの期間、58 年 3 月から 60 年 6 月までの期間及び同年 8 月から 61 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 6 月から同年 11 月まで
③ 昭和 58 年 3 月から 60 年 6 月まで
④ 昭和 60 年 8 月から 61 年 10 月まで

昭和 51 年 1 月頃、会社を退職したので国民年金に加入し、国民年金保険料は地区の納付組織で毎月集金をしていたので、両親が自分たち夫婦の分と一緒に私の保険料も納付してくれた。

母親が障害年金を受給できるようになり、役場の担当者から「昭和 55 年 2 月分から母親の国民年金保険料は納付しなくていいですよ。」と言われたので、母の国民年金保険料は私の分として納付されていたと思っていた。

昭和 59 年 4 月以降の国民年金保険料は、自分で金融機関か役場の窓口で納付していた。

申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は二つの番号が払い出されていることが確認できるところ、最初の番号（*）は、申立人の番号の前後の任意加入被保険者の加入記録により昭和 51 年 7 月頃に払い出されているものと推認でき、A 村（現在は、B 市）の被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人が 20 歳に達した日である同年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した 54 年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した記録は確認できるものの、それ以降の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は確認できない。

また、前述の国民年金手帳記号番号とは別の二つ目の番号（*）は、申立人の番号の前後の任意加入被保険者の加入記録により昭和 58 年 8 月頃に払い出されているものと推認できるところ、当該二つ目の番号は取り消さ

れており加入状況等が不明であるものの、特殊台帳の記録から、当該二つ目の番号が払い出された時点で、厚生年金保険の記録に合わせて国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の処理が行われ、その後国民年金の重複加入が判明したため、最初の手帳記号番号に記録が統合されたものと推認される。

2 申立人は、申立期間①の国民年金保険料は両親が納付組織を通じて納付し、申立期間②及び申立期間③のうち昭和 58 年 3 月から 59 年 3 月までの期間の保険料は、申立人の母親が障害年金の受給権を取得した際に、役場の担当者から「昭和 55 年 2 月から母親の国民年金保険料は納付しなくていいですよ。」と言われたので、母親の国民年金保険料は自分の分として納付されていたと思っていたと申し立てているが、オンライン記録によると、申立人の母親の国民年金保険料は 36 年 4 月から 59 年 3 月まで納付されており、母親の国民年金保険料免除該当届は同年 4 月に提出され、同月分からの保険料が免除されていることが確認できる。

また、申立期間①及び申立期間③のうち昭和 58 年 3 月分は、それぞれの国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度納付によらなければ保険料を納付できないところ、過年度保険料は国（当時は、社会保険事務所）に納付するものであり、市町村に納付する現年度納付を扱う納付組織に過年度保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和 58 年 3 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、当該期間に係る保険料を納付していたとされる申立人の両親からは供述を得ることができないため、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

3 申立人は、申立期間③のうち昭和 59 年 4 月以降の期間及び申立期間④の国民年金保険料は自分で金融機関の窓口か役場の窓口で納付していたと申し立てているところ、当該期間に係る保険料額や納付窓口などについて、申立人から具体的な供述を得ることができず、保険料の納付状況を確認することができない上、A 村の被保険者名簿及びオンライン記録によると当該期間は共に未納とされ、A 村の昭和 61 年度の国民年金保険料収納簿においても同年度の保険料は未納とされている。

4 このほか、申立人の両親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。